長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱

(目 的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康の増進を図ると共に、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開するための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画(以下「計画」という。)の評価及び新たな計画の策定を行うため、「長野県食育推進計画」策定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

- 第2 会議は、次の事項を協議、検討するものとする。
 - (1) 計画の評価に関すること。
 - (2) 新たな計画の策定に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第3 会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、食育の推進に関係する団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

(任.期)

- 第4 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(会 長)

- 第5 会議に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を 代理する。

(会 議)

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康長寿課に置く。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年6月13日から適用する。